

周産期医療における新型コロナウイルス感染症への対応について（振り返り）

R2.3.1	<p>○厚労省事務連絡（各都道府県、保健所設置市、特別区宛て） 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（抜粋・要約（以下同じ。））</p> <p>・ 今後の状況の進展に応じて段階的に講じていくべき各対策（…医療提供体制）の詳細と、対策の移行に当たっての判断の考え方を示す。患者増加に備えた準備を進められたい。（中略）</p> <p><u>3.外来診療体制</u></p> <p>・ 新型コロナ感染症が疑われる方の外来診療を原則として行わないこととする医療機関（例えば、…産科医療機関等…）を設定し、感染を疑う方が受診しないよう周知。</p> <p><u>4.入院医療提供体制</u></p> <p>・ 妊産婦等については、専門治療を実施でき、かつ、新型コロナ患者の受け入れも可能である医療機関を早急に設定し、患者発生時に速やかに受け入れられるよう、当該医療機関との調整、搬送体制の整備、病床の確保とともに他の医療機関への周知を行う。</p>
R2.3.10	<p>【県産婦人科医会】FAX通知（会員産婦人科医療機関宛て） 「新型コロナウイルス感染症発生状況下での咳等の風邪症状を訴えて見える患者様への対応について（お願い）」</p> <p>・ 咳等の風邪症状を訴えて来院される患者については、インフルエンザウイルスキット等を用いずに、理学的診察にとどめる等の対応を要請。</p>
R2.3.19	<p>○厚労省事務連絡（各都道府県、保健所設置市、特別区宛て） 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その7）」</p> <p><u>3.入院診療体制について～体制に関する質問～</u></p> <p>（問8）新型コロナ感染症患者である妊産婦の受入体制はどのように協議を行えばよいか。 （答）…既存の周産期協議会等を活用し、感染した妊婦への対応について、妊産婦の病状（重症度、合併症の有無、妊娠週数等）や新型コロナ感染症の感染の有無を考慮した適切な周産期医療体制（受け入れ医療機関の設定や輪番の構築等の具体的な受入体制を含む）について、地域の実情を加味しながら早急に検討願いたい。</p>

R2.4.8 ◆新型コロナウイルス感染症にかかる宮崎県周産期医療提供体制の協議（県庁）

【協議内容】

- ・ 新型コロナ陽性又は疑いのある妊婦の分娩方法
- ・ 妊産婦が感染した場合の入院受入れ医療機関
- ・ 里帰り出産への対応

R2.4.14 ○厚労省事務連絡（各都道府県、保健所設置市、特別区宛て）

「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」

◇妊産婦における医療提供体制について◇

- ・ 下記事項の3点に関して、早急に対応いただきたい。

(1) 周産期医療協議会等において協議を行う事項

- ① 新型コロナウイルスに感染した妊産婦の状態（合併症の有無、妊娠週数等）や重症度を考慮した受け入れ医療機関の設定や輪番等の構築
- ② 母体搬送、新生児搬送等が必要となった場合の搬送手段
- ③ 妊婦健診や分娩を取り扱う医療機関の医療従事者が新型コロナウイルスに感染し、一時的に当該医療機関における外来診療・入院診療等が困難となった場合等を想定した当該医療機関への医療従事者の派遣の検討

(2) 都道府県調整本部等に係る事項

- ・ 災害時小児周産期リエゾン、周産期の専門家等に対し必要に応じて都道府県調整本部等への参加要請。
- ・ 災害時小児周産期リエゾン、周産期の専門家等は、(1) ①の想定において、妊産婦・新生児等の搬送及び転院が必要となった場合は、医療機関間での搬送、転院調整を行う。

(3) 各医療機関へ周知を行う事項（略）

R2.4.22 【県産婦人科医会】FAX通知（会員産婦人科医療機関宛て）

「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「里帰り出産の妊婦さんへの対応」について」

下記のとおり対応方針を示すので、対応の目安としていただきたい。

1. 里帰り予定で登録されていた妊婦への対応
(原則、帰省後2週間自宅待機後の来院を依頼、等)
2. 里帰り予定以外（コロナ疎開による新規里帰り）の妊婦への対応
(現住所からの電話問合せには、里帰りをやめ、現在受診する施設での分娩を勧奨、)
3. 里帰りしている妊婦への対応
(自宅待機中、発熱、咳等の自覚症状の有無をチェックし、情報を得ること、等)

R2.5.27 ◆新型コロナウイルス感染症に係る宮崎県周産期医療提供体制等に関する協議（県医師会館）

【協議（確認・検討）内容】

- ・感染した妊産婦の受け入れ機関の設定
- ・都道府県調整本部等への周産期医療の専門家等の配置
- ・感染が疑われる患者の外来診療を行わないとする産科医療機関の設定
- ・周産期母子医療センター等に勤務する医療従事者が感染し、診療継続困難となった場合を想定した、医療従事者の確保



◆本県における妊婦が感染した場合の入院受入調整等の考え方

これまでの協議等を踏まえ、この時点での考え方（案）を以下のとおり整理。

- 1 基本的な考え方
感染した妊婦はハイリスク扱い、重症度を問わず原則入院
- 2 妊婦の妊娠週数別対応
〔妊娠前期〕
二次医療圏毎の感染症指定医療機関で受け入れ。
〔妊娠後期〕
 - ・ 周産期医療圏（4ブロック）において受入調整。
 - ・ 受け入れる地域周産期母子医療センターのうち、分娩可能な感染症指定医療機関及び感染症協力医療機関において受入調整。
- 3 重症者の場合
分娩が可能な感染症指定医療機関において受け入れ調整。

R2.5.27 ○厚労省事務連絡（各都道府県、保健所設置市、特別区宛て）

「新型コロナウイルス感染症に対応した妊産婦に係る医療提供体制・妊婦に係る新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備について」

- ・ 安心して出産し、産前産後を過ごすことができるよう妊産婦に寄り添った支援体制を整備することが重要。検査体制を含む医療提供体制等について下記のとおりまとめたので、検討を進めていただきたい。
 - 1 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への医療提供体制について（略）
 - 2 妊婦に対する新型コロナウイルス感染症の検査体制整備について
 - (1) 検査場所等について（時間的・空間的分離）
 - (2) 検査にあたっての事前説明（擬陽性の可能性、陽性の場合原則入院等）

R2.6.1 【県産婦人科医会】新型コロナ感染症に対応する周産期医療体制についてのアンケート

- ・ 新型コロナに感染した妊産婦に対する周産期医療体制の確認・現状把握のため、県内の総合・地域周産期母子医療センターを対象に、下記項目についてのアンケートを実施
 - ▽かかりつけ妊産婦が感染した場合（感染が疑われる場合）における診療（妊娠管理・分娩管理）の可否
 - ▽診療可能な場合の対応状況（患者動線、検査、分娩方式、新生児管理、感染防御等）
 - ▽感染した妊産婦を受け入れた場合の非感染妊産婦への対応

R2.6.19 ○厚労省事務連絡（各都道府県、保健所設置市、特別区宛て）

「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」

9.特別な配慮が必要な医療提供体制について

(1)周産期医療について

- 5.27付け事務連絡により妊婦が新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備の検討を依頼。各都道府県は、これまでの地域の出産数などを踏まえ、引き続き、妊婦の新型コロナウイルス感染症検査体制の整備を行うこと。
- これまで都道府県では、4.14付け事務連絡に基づき、新型コロナに感染した妊産婦（疑い妊産婦を含む）の状態や新型コロナウイルス感染症の重症度を考慮して受け入れる医療機関の設定等を進めているが、この受け入れを行う医療機関の情報について、地域のかかりつけ産科医を含めた周産期医療の関係者に対し、幅広く共有すること。
- なお、令和2年度第二次補正予算の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金においては、新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関に対して、設備整備の補助や支援金の支給を行う事業を盛り込んでいるため、これを積極的に活用いただき、新型コロナウイルスに感染した妊産婦（疑い妊産婦を含む）の受入れ医療体制を整備すること。
- 妊婦が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、原則、入院対象となるが、新型コロナウイルス感染症を診断した医師及びかかりつけ産科医が妊婦の状態を十分に確認した結果、宿泊療養又は自宅療養が可能であると判断される場合には、宿泊療養又は自宅療養とすることができる。ただし、その場合には、フォローアップ体制等を整備すること。
- 新型コロナに関して不安を抱える妊婦の方々に対し、各都道府県等に設置されている妊婦の方々への新型コロナに関する相談窓口等を通じ、安心して出産等ができるよう、地域の関係団体と連携し、引き続き寄り添った支援を行うこと。